

2012年(平成24年)10月1日

(4)

相続相談のなかで、しつかり所有土地の境界確定、測量まで完了している方は意外に少ない。確かに、不動産を売却しないのであれば、境界確定、測量を行なっていなくてもどうにかなる。相続税評価をする際も、法務局に備え

るからだ。しかし、不動産を売却しないで、なんというアバウトな感じで境界線を設定しているような場合、当事者が亡くなり、次代になつてしまふと、境界がどこか

41

なくなってしまう場合があ

るからだ。アパートを建築する場合、土地を売却する場合など、測量図面があると役に立つのはもちろん、相続木の根っこまでが境界線だ、などというアバウトな感じで境界線を設定してしまふと、境界がどこか

なった場合、相続税評価のために別の場所に収益物件を購入するような場合にも、境界確定、測量を行なつておこなうことは役に立つ。

たまに、担保に提供する

うな場合には、その二筆両方に抵当権を設定せざるを得なくなる。結果として、担保として必要な面積以上の土地を担保に提供しなければならなくなるのである。

これ対して、相続発生後に行なつた場合には、相続税を支払った後の金額から測量ならば、相続発生前に行なつておいた方がトクなのである。

うな場合、数百万円単位での費用が発生するこども珍しくない。相続発生前に行った場合ならば、相続財産からその分を差し引ける。

## 有効活用、資金調達に不可欠

### 紛争予防にも事前の境界確定を

はつきりとは分からなくなってしまう。当事者が元気なうちに、つけられている公図等があれば、一応は不整形地評価などもできるからである。それでも、境界確定、測量はしっかりと行なつておいた方がよい。

土地、建物については、事前にじつかり測量しておいた方がよい。

銀行は、建物とその敷地について、その境界点の位置をきらんと測量し、書面化しておくことが必要になるのである。

最後になるが、きちんと測量、境界確定を完了してしまつ場合もある。これらの場合、その土地を担保に提供することを予定している銀行は、建物敷地部分をのなれば、建物敷地部分を分筆しておくことが必要になるのである。

土地の一部分だけに抵当

三つ目は、相続発生前に測量した方が支払う相続税の二つ目は、土地を有いので、建物が二筆の土地が少なくなるからである。がどこにあるかが、分から

ます。一つは、長期間放つておぐど、そもそも境界点

理由の二つ目は、土地を有

いので、建物が二筆の土地

が少なくなるからである。

効に使つためである。

またがつて建つているよ

ある程度の資産家が土地

GFネッジ流

大家実業

## 相続対策と所有物件の測量

アパートを建築する場

合、土地を売却する場合など、測量図面があると役に立つのはもちろん、相続木の根っこまでが境界線だ、などというアバウトな感じで境界線を設定してしまふと、境界がどこか

なった場合、相続税評価のために別の場所に収益物件を購入するような場合にも、境界確定、測量を行なつておこなうことは役に立つ。

たまに、担保に提供する

うな場合には、その二筆両方に抵当権を設定せざるを得なくなる。結果として、担保として必要な面積以上の土地を担保に提供しなければならなくなるのである。

これ対して、相続発生後に行なつた場合には、相続税を支払った後の金額から測量ならば、相続発生前に行なつておいた方がトクなのである。

うな場合、数百万円単位での費用が発生するこども珍しくない。相続発生前に行った場合ならば、相続財産からその分を差し引ける。

うな場合には、その二筆両方に抵当権を設定せざるを得なくなる。結果として、担保として必要な面積以上の土地を担保に提供しなければならなくなるのである。

うな場合には、その二筆両方に抵当権を設定せざるを得なくなる。結果として、担保として必要な面積以上の土地を担保に提供しなければならなくなるのである。

うな場合には、その二筆両方に抵当権を設定せざるを得なくなる。結果として、担保として必要な面積以上の土地を担保に提供しなければならなくなるのである。